

現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル

～建設工事～

深谷市総務部契約検査課

(平成29年3月15日制定)

(令和3年3月23日改正)

(令和4年4月1日改正)

(令和5年1月1日改正)

目次

1	目的	1
2	対象工事	1
3	現場代理人及び主任技術者等	3
	(1) 現場代理人	
	(2) 主任技術者	
	(3) 監理技術者	
	(4) 専門技術者	
4	主任技術者等に必要となる資格	6
	(1) 主任技術者及び専門技術者	
	(2) 監理技術者	
5	受注者と現場代理人及び主任技術者等との雇用関係	8
	(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係	
	(2) 雇用関係の確認	
6	現場代理人の常駐	10
	(1) 現場代理人の常駐	
	(2) 常駐規定を緩和できる場合	
	(3) 兼務の手続き	
7	主任技術者等の専任	13
	(1) 主任技術者等の専任	
	(2) 専任すべき期間	
	(3) 専任の主任技術者の兼務	
8	現場代理人と主任技術者等の兼務	15
	(1) 現場代理人と営業所の専任技術者	
	(2) 現場代理人と経營業務の管理責任者	
	(3) 主任技術者等と営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者	
	(4) 発注者への通知方法	
9	現場代理人又は主任技術者等の途中交代	17
	(1) 途中交代の要件	
	(2) 途中交代の手続き	
10	工事関係者に関する措置請求	18
11	様式集	19
	○現場代理人等通知書	
	○経歴書	
	○現場代理人の常駐規定の緩和に係る照会兼回答書	
	○現場代理人兼務届	
	○専任を必要とする主任技術者の兼務届出書	

12	参考資料	26
	○監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等	
	○一括下請負の禁止について（平成28年10月14日付け国土建第275号）	

1 目的

この現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、工事現場に設置する現場代理人及び主任技術者等※について、統一的な解釈及び運用を図ると共に建設工事の適切な施工を確保することを目的とする。

※主任技術者等とは、主任技術者、監理技術者及び専門技術者をいう。

2 対象工事

このマニュアルは、深谷市が発注する建設工事を対象とする。

建設工事と建設業の種類

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置 鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
管	管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、破石等により舗装する工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内容
し	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイルカーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑池を築造し、道路、建築物の屋上等を緑花し、又は植生を復元する工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事

3 現場代理人及び主任技術者等

深谷市が発注した建設工事を受注した者（以下「受注者」という。）は、深谷市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）により、現場代理人及び主任技術者等を定めて工事現場に設置し、発注者に通知しなければならない。

約款（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者又は監理技術者（建設業法第26条第3項に該当する場合は、専任の主任技術者又は専任の監理技術者とし、また同条第5項に該当する専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。）又は同条第3項ただし書に規定する政令で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）
- (3) 専門技術者（同法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

(1) 現場代理人

受注者が工事現場に設置する現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、受注者の代理人として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行い工事の施工に関する一切の事項を処理する者である。

この工事の施工に関する一切の事項には、工事現場の保安、火災予防、風紀衛生等の事項のほか、契約上の権利・義務に関する事項が含まれている。ただし、次に掲げる事項及び受注者が有する権限を自ら行使するために、現場代理人に委任しない権限を発注者に対し通知した事項は含まない。

なお、建設業法（以下「業法」という。）では、「工事現場に現場代理人を置く場合においては、現場代理人の権限に関する事項等を通知しなければならない。」と規定している。

ア 請負代金額の変更

イ 工期の変更

ウ 請負代金の請求及び受領

エ この契約の解除に係る権限

オ 約款第12条第1項に規定する請求の受理並びに同条第3項の決定及び通知

カ 約款第12条第4項の請求及び同条第5項の通知の受理

約款 第10条（現場代理人及び主任技術者等）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

業法（現場代理人の選任等に関する通知）

第19条の2 請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法を、書面により注文者に通知しなければならない。

2 以下 略

(2) 主任技術者

受注者が工事現場に設置する主任技術者は、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどるものであり、相当する建設工事に関し一定の施工実務の経験又は一定の資格を有する者でなければならない。

この施工の技術上の管理とは、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握した上で、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施並びに工事目的物、工事仮設物、工所用資材等の品質管理を行うと共に、この建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである。

なお、業法では、元請又は下請を問わず全ての建設業者に対し、その請け負った建設工事を施工するときは、「主任技術者を置かなければならない。」と規定している。

業法（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第26条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

（主任技術者及び監理技術者の職務等）

第26条の4 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

この規定により主任技術者を置かなければならない建設業者は、業法第26条第2項の規定により監理技術者を置かなければならないこととされている特定建設業者を除くすべての建設業者である。したがって、一般建設業者は元請又は下請を問わず、すべて主任技術者を置かなければならないことはもちろん、特定建設業者であっても、下請負人を使用しないもの又は他の建設業者の下請負人として工事を施工するものは、すべて主任技術者を置かなければならない。

なお、下請負人として工事を施工する場合に配置する、主任技術者の資格、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者との兼務条件は、本マニュアルにより取扱うものとする。

(3) 監理技術者

業法では、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者に対し、建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が建設業法施行令（以下「政令」という。）で定める金額（4,500万円（建築一式工事は7,000万円））以上となる場合においては、主任技術者に代えて「監理技術者を置かなければならない。」と規定している。

この監理技術者は、建設工事の施工に当たり、大規模な下請をする場合に、下請負人である全ての専門工事業者等を適切に指導・監督するという総合的な役割を果たす必要があるため、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務がとりわけ重視されるため、主任技術者より高度な技術力が必要とされ、指定建設業では国家資格が必要となる。

なお、受注者は、当初、主任技術者を設置した場合でも、工事内容の変更等により、下請契約額が政令で定める金額以上となったときは、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。

業法 第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に關し第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

政令（法第3条第1項第2号の金額）

第2条 法第3条第1項第2号の政令で定める金額は、4千5百万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、7千万円とする。

（4） 専門技術者

業法では、土木工事業又は建築工事業を営む者が、土木一式工事又は建築一式工事を施行する場合において、一式工事以外の建設工事を施工するときは、その工事の適正な施工を確保するため、「この建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「専門技術者」という。）を工事現場に置かなければならない。」と規定されている。また、建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事を施工する場合においても、この附帯工事に関する専門技術者を配置しなければならない。

この専門技術者は、担当する建設工事に關し、一定の施工実務の経験又は一定の資格を有する者でなければならない。

なお、受注者が専門技術者を配置すべき期間は、この専門工事の施工を担当する期間を基準とする。また、受注者は、専門技術者の配置ができないときは、この専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に施工させなければならない。

業法（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第26条の2 土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に關し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

2 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）施工する場合においては、当該建設工事に關し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

4 主任技術者等に必要となる資格等

(1) 主任技術者及び専門技術者

業法では、主任技術者及び専門技術者に必要となる一定の施工実務又は一定の資格を一般建設業の営業所の専任技術者と同じ業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者と規定している。

なお、建設業法施行規則（以下「省令」という。）で規定する学科及び業法第7条第2号ハの規定により国土交通大臣が認定する者については、参考資料（P21）に記載している。

業法 第7条（許可の基準）

(2) その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置くものであること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。第26条の7第1項第2号ロにおいて同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。同号ロにおいて同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。同号ロにおいて同じ。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

(2) 監理技術者

業法では、監理技術者に必要となる一定の施工実務又は一定の資格を、特定建設業の営業所の専任技術者と同じ、業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者と規定している。ただし、土木工事業、建築工事業等の指定建設業については、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

また、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者であって国土交通大臣の登録を受けた講習を過去5年以内に受講した者でなければならないため、監理技術者の配置を求めるときは、一般競争入札の参加資格の要件として、この資格者証等の保有者を求めるものとする。

なお、業法第15条第2号イ又はハの規定により建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるもの及び政令等で規定する技術検定等については、参考資料（P21）に記載している。

業法 第15条（許可の基準）

(2) その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、施工技術（設計図書に従って建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業（以下「指定建設業」という。）の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

イ 第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者

ロ 第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）

5 第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第26条の5から第26条の7までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものの中から、これを選任しなければならない。

（技術検定）

第27条 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。

2 以下 略

（監理技術者資格者証の交付）

第27条の18 国土交通大臣は、監理技術者資格（建設業の種類に応じ、第15条第2号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格し、若しくは同号イの規定により国土交通大臣が定める免許を受けていること、第7条第2号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得若しくは同号ハの規定による国土交通大臣の認定があり、かつ、第15条第2号ロに規定する実務の経験を有していること、又は同号ハの規定により同号イ若しくはロに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣がした認定を受けていることをいう。以下同じ。）を有する者の申請により、その申請者に対して、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）を交付する。

2 資格者証には、交付を受ける者の氏名、交付の年月日、交付を受ける者が有する監理技術者資格、建設業の種類その他の国土交通省令で定める事項を記載するものとする。

3 第1項の場合において、申請者が2以上の監理技術者資格を有する者であるときは、これらの監理技術者資格を合わせて記載した資格者証を交付するものとする。

4 資格者証の有効期間は、5年とする。

5 資格者証の有効期間は、申請により更新する。

6 第4項の規定は、更新後の資格者証の有効期間について準用する。

政令（法第15条第2号ただし書の建設業）

第5条の2 法第15条第2号ただし書の政令で定める建設業は、次に掲げるものとする。

- (1) 土木工事業
- (2) 建築工事業
- (3) 電気工事業
- (4) 管工事業
- (5) 鋼構造物工事業
- (6) 舗装工事業
- (7) 造園工事業

（法第15条第2号ロの金額）

第5条の3 法第15条第2号ロの政令で定める金額は、4千5百万円とする。

5 受注者と現場代理人及び主任技術者等との雇用関係

深谷市では、現場代理人については、受注者の代理人として請負契約の的確な履行を確保する観点から、受注者との直接的な雇用関係を求めている。

また、主任技術者及び監理技術者については、受注者が組織として有する技術力を十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行う観点から、受注者が責任を持って主任技術者等を工事現場に設置できるよう、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係を求めている。

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係

直接的な雇用関係とは、現場代理人又は主任技術者等と受注者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。したがって、在籍出向者、派遣社員については、直接的な雇用関係にあると認めていない。

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいう。

なお、深谷市では、一般競争入札において専任を要する主任技術者及び監理技術者が入札参加資格の要件とするときは、恒常的な雇用関係として、受注者と技術者との間に3か月以上の雇用関係があることを求めている。（この場合の雇用関係期間は、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により証明が可能な場合に限る）があった場合には、変更前の所属建設企業との雇用期間を加算することができる。）

また、持株会社化等による雇用関係の取扱いについては、次に掲げる通知を適用するものとし、現場代理人についても、「主任技術者又は監理技術者」を現場代理人に読み替えて適用する。

ア 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成13年5月30日付け国総建第155号）

イ 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（平成14年4月16日付け国総建第97号）

ウ 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）（平成25年11月22日付け国土建第213号）

「3か月」の算定方法（恒常的な雇用期間）	
契約方法等	算定日
一般競争入札	入札参加申込みのあった日以前
指名競争入札	入札日以前
随意契約	契約日以前

(2) 雇用関係の確認

受注者との雇用関係の確認は、直接的な雇用関係について、原則として、次の書類により行う。

また、恒常的な雇用関係の確認は、提出された健康保険被保険者証、被保険者標準報酬決定通知書又は雇用保険被保険者証により、被保険者証の交付年月日（就職年月日）を基準に確認するほか、直接的な雇用関係を確認した書類に加えて、恒常的な勤務実態を証明する賃金台帳、出勤簿等の提示により行ってもよい。いずれの場合においても、受注者が自ら雇用関係を証明する必要があるため、審査担当者として疑義が生じた場合は、確認できる資料の追加提出や提示を求めることができる。

書 類	根 拠	所有者	作成者	備 考
健康保険被保険者証	健康保険法	従業員本人	全国健康保険協会 健康保険組合	
源泉徴収票	所得税法	従業員本人	建設業者	
健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	全国健康保険協会 健康保険組合	
住民税特別徴収税額の通知書 ・変更通知書	地方税法	建設業者	市町村	
国家資格者等及び監理技術者 一覧表	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	建設業許可申請
技術職員名簿	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	経営事項審査申請
雇用保険被保険者証	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所	

6 現場代理人の常駐

(1) 現場代理人の常駐

約款第10条第2項では、現場代理人に対し工事現場に常駐することを求めている。

現場代理人の常駐とは、この工事のみを担当していることだけではなく、さらに作業期間中、特別な理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものである。

(2) 常駐規定を緩和できる場合

① 実質的に現場が稼働していない期間（常駐を要しない期間）

約款第10条第3項では、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合には、「現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」と規定している。また、常駐を要しない期間については、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領（以下「緩和要領」という。）で規定している。

なお、常駐を要しない期間は、発注者と受注者との間で打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

約款 第10条（現場代理人及び主任技術者等）

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

緩和要領（常駐を要しない期間）

第2条 実質的に現場が稼働していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事完成后、検査が完了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

② 一定の条件を満たす工事等（常駐を緩和する工事）

要領では、具体的にどのような場合に常駐義務を緩和するかについて、受注者から現場代理人に付与される権限の範囲や、工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易等を踏まえて、一定条件を満たす工事については、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することを認めている。

緩和要領（兼務を認める工事）

第3条 次の各号に掲げる全ての条件を満たす工事については、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することを認めるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の発注した工事であるもの
- (2) 工事現場が深谷市内、熊谷市内又は寄居町内であるもの
- (3) 1件あたりの当初請負代金額が4,000万円未満（建築一式工事においては8,000万円未満）の工事
- (4) 入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）において、現場代理人の兼務を認める旨の記

載がある工事

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる全ての条件を満たす工事については、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することを認めるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の発注した工事であるもの
- (2) 工事現場が深谷市内、熊谷市内又は寄居町内であるもの
- (3) 建設業法第26条第3項に該当するが、深谷市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領により、主任技術者の兼務が認められた工事

3 前二項に規定するもののほか、工事の特性から発注者が現場代理人の兼務を認めることが適当であると判断した工事については、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することを認めるものとする。

4 略

(兼務を認める条件)

第5条 前条に規定する、兼務を認める工事については、次に掲げる全ての条件を満たしていなければならない。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること。
- (2) 必ずいずれかの工事に常駐していること。
- (3) 安全管理のほか現場の取締りに支障を生じないよう配慮がなされていること。

(3) 兼務の手続き

受注者は、現場代理人を工事現場に兼務配置させようとするときは、「現場代理人の常駐規定の緩和に係る照会兼回答書」により、兼務可能であることを事前に照会のうえ、「現場代理人兼務届」に必要となる事項を記入し、契約締結後、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、「事後審査型入札」においては、落札候補者となった時点で一般競争入札参加資格等確認申請書と併せて発注者に提出しなければならない。

発注者は、受注者から照会を受けたときは、現場代理人の兼務が可能であるか否かの確認を行い、受注者へ回答書で通知する。その後、兼務届を受領した際は兼務配置となるそれぞれの工事の監督員に写しを送付する。

なお、発注者が現場代理人の兼務について認めないときは、受注者は別の現場代理人を選任しなければならない。

また、受注者又は監督員は、兼務を認めた工事において、現場代理人の連絡体制の不備、工事に関係する事故が発生する等、現場代理人の兼務に支障があると判断した場合には、協議を行い、現場代理人の兼務を取消し、速やかに現場代理人を変更する手続きを行わなければならない。

緩和要領

(兼務を認める対象工事の明示)

第5条 第3条第1項の規定により兼務を認める場合は、入札公告等に記載し、明示するものとする。また、同条同項に掲げる条件を満たしている工事のうち、入札公告等に記載のないものについては、「現場代理人の常駐規定の緩和に係る照会兼回答書」(様式第1号)による受注者からの照会により、適用の有無を回答するものとする。

(兼務の手続)

第6条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合は、当該工事の発注者に対し、「現場代理人兼務届」(様式第2号)を、もう一方の工事が兼務可能なものであることを確認できる書類(入札公告等又は様式第1号をいう。)を添付のうえ提出しなければならない。なお、発注者が深谷市以外である場合は、発注者は深谷市以外の

発注者に対し様式第1号を提出し、事前に兼務を認める回答を受けなければならない。

(兼務の取消し)

第7条 前条の申請内容に虚偽がある場合、又は連絡体制に支障があると認められる場合は、兼務を取消するものとする。

「事後審査型入札」とは、一般競争入札における入札参加資格の確認を入札後に行う入札で、落札候補者に対し、「一般競争入札参加資格等確認申請書」及び「一般競争入札参加資格等確認資料」等の提出を求め、審査を経て落札者を決定する入札方法をいう。

なお、以下の提出資料に基づき入札参加資格の審査を実施する。

- (1) 建設業許可の通知書の写し又は証明書
- (2) 配置予定技術者の資格を証する書類（技術検定合格証明書及び資格者証等の写し）
- (3) 配置予定技術者とその者が在籍する建設業者との雇用関係を証明する書類
- (4) 専任技術者証明書及び経營業務の管理責任者証明書の写し
- (5) 直近の経営事項審査の結果の写し（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し）
- (6) その他必要書類

7 主任技術者等の専任

(1) 主任技術者等の専任

業法では、主任技術者及び監理技術者に対し、「公共性のある施設等に関する重要な建設工事で、政令で定める請負代金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上のものについては、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。」と規定している。

主任技術者の専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務することを認めないことを意味するものであり、専任の主任技術者等は、この建設工事の現場に係る職務のみ、常時継続的に従事していることをいう。

業法 第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前2項の規定に置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者（同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。）がその行うべき各工事現場に係る第26条の4第1項に規定する職務を行ったとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

政令（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）

第27条 法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事1件の請負代金の額が4千万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、8千万円）以上のものとする。

(1) 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

(2) 専任すべき期間（国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」を準用）

受注者が、主任技術者等又は監理技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となる。ただし、契約期間中にあつても次に掲げる期間については、原則として、工事現場への専任を要しないものとして取り扱う。

なお、次のいずれの場合にあつても専任を要しない期間が、発注者と受注者との間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 工事完成後、検査が完了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

ウ 工事の全部の施工を一時中止している期間

エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間

(3) 専任の主任技術者の兼務

業法施行令第27条第2項において、「密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる」と規定している。

これにより、深谷市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領（以下「兼務要領」）において、業法第26条第3項に規定する専任の主任技術者についても、現場間の距離、兼務する工事の一体性・相互の関連性など、一定の条件を満たす工事である場合には、1人の者が2件までの工事の主任技術者を兼務することを認めている。

業法施行令（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）

第27条 法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事であり、工事1件の請負代金の額が4千万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、8千万円）以上のものとする。

(1) 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

(2) 以下 略

2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

兼務要領（適用範囲）

第2条 この要領において適用される工事の範囲は、建設業法第26条及び同法施行令第27条に規定する請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上の工事であり、主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

（専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事）

第3条 前条に規定する工事は、工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であり、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の範囲内にある工事とする。

2 兼務可能となる対象の工事は、建設業法施行令第27条第1項に規定する建設工事とする。

3 第1項に規定する、施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請業者で施工する場合等を含むものとする。

（工事現場の相互の間隔）

第4条 前条第1項において規定する工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度とは、現場間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。

(4) 兼務の手続き

受注者は、主任技術者を工事現場に兼務配置させようとするときは、「主任技術者兼務申請書」に必要となる事項を記入し、契約締結後、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、「事後審査型入札」においては、落札候補者となった時点で一般競争入札参加資格等確認申請書と併せて発注者に提出しなければならない。

発注者は、受注者から申請を受けたときは、主任技術者の兼務が可能であるか否かの確認を行い、受注者へ通知すると共に、兼務配置となるそれぞれの工事の監督員に申請書の写しを送付する。

なお、発注者が主任技術者の兼務について認めないときは、受注者は別の主任技術者を選任しなければならない。

8 現場代理人と主任技術者等との兼務

現場代理人は、主任技術者、監理技術者及び専門技術者と工事現場での役割等が異なるものであるが、同一の工事現場、或いは一定の条件を満たす場合において、これらを兼ねても工事の施工上支障はないため、約款では「相互にこれらを兼ねることができる。」と規定している。

約款 第10条（現場代理人及び主任技術者等）

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）又は専門技術者は、これを兼ねることができる。

また、深谷市では、現場代理人、主任技術者等、営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者との兼務関係を次のように取扱う。（※兼務早見表（P16）により確認すること。）

（1） 現場代理人と営業所の専任技術者

業法第7条第2項において建設業の許可要件として、許可を受けて建設業を営もうとする全ての営業所に専任技術者を置かなければならないと規定している。「専任」とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味することから、現場代理人と営業所の専任技術者との兼務はできない。

（2） 現場代理人と経營業務の管理責任者

業法第7条第1項において建設業の許可要件として、建設業者は経營業務の管理責任者を置かなければならないと規定している。経營業務の管理責任者は、建設業の経營業務を総合的に管理する必要があることから営業所に常勤でなければならない。

現場代理人と経營業務の管理責任者との兼務については、業法第26条第3項に該当しない非専任の工事で、営業所及び工事現場が深谷市内にあり、当該営業所との間で常時連絡がとれる体制にある場合は、1件のみ兼務を認める。

（3） 主任技術者等と営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者

主任技術者等と営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者との兼務については、業法第26条第3項に該当しない非専任の工事で、営業所及び工事現場が深谷市内にあり、当該営業所との間で常時連絡がとれる体制にある場合は、1件のみ兼務を認める。

（4） 発注者への通知方法

受注者は、現場代理人及び主任技術者等を定めて工事現場に設置したときは、発注者に対し「現場代理人等通知書」と次に掲げる書類を添付したうえで提出し、確認を受けなければならない。

ア 主任技術者又は専門技術者の要件が、建設業法第7条第2号ハ（資格等）に該当する場合は、要件を満たす資格を証明する写しを添付すること。

イ 監理技術者の要件が、建設業法第15条第2号イ、ロ及びハに該当する場合は、要件を満たす監理技術者証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証の写しを、それぞれ添付すること。

ウ 主任技術者又は専門技術者の要件が、建設業法第7条第2号イ、ロ（学歴、実務経験）に該当する場合は、要件を満たす学歴、実務経験を記載し経歴書を添付すること。

エ 現場代理人及び主任技術者等と営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者との兼務状況の確認を行うため、建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書及び経營業務の管理責任者証明書の写しを、それぞれ添付すること。

現場代理人、主任技術者、監理技術者、営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者の兼務早見表

記載凡例 ○=兼務可 ×=兼務不可 △=条件により可		専任を要しない工事（注1）			専任を要する工事（注2）			
		現場代理人	主任技術者 監理技術者	営業所の専 任技術者・ 経營業務の 管理責任者	現場代理人	主任技術者 監理技術者	営業所の専 任技術者・ 経營業務の 管理責任者	
同 一 工 事	現場代理人		○	△ (注3)		○	×	
	主任技術者 監理技術者	○		△ (注4)	○		×	
	営業所の専任技術者・ 経營業務の管理責任者	△ (注3)	△ (注4)		×	×		
別 途 工 事	専任を 要しな い工事 (注1)	現場代理人	△ (注5)	○	×	△ (注5)	△ (注5)	×
		主任技術者 監理技術者	○	○	×	△ (注5)	△ (注6)	×
	専任を 要する 工事 (注2)	現場代理人	△ (注5)	△ (注5)	×	△ (注5)	△ (注5)	×
		主任技術者 監理技術者	△ (注5)	△ (注6)	×	△ (注5)	△ (注6)	×

注1： 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事とは、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事

注2： 主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事とは、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事

注3： 営業所の専任技術者は、兼務を不可とする。経營業務の管理責任者は、営業所及び工事現場が深谷市内にあり、当該営業所との間で常時連絡がとれる体制にある場合は、1件のみ兼務を可とする。

注4： 営業所及び工事現場が深谷市内にあり、当該営業所との間で常時連絡がとれる体制にある場合は、1件のみ兼務を可とする。

注5： 一定条件を満たす（緩和要領第3条第1項及び第2項）場合は、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することを可とする。また、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事で、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもので、同一の現場代理人が工事全体の請負契約を履行することが、合理的であると発注者が判断（緩和要領第3条3項）した工事の場合は、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することを可とする。

注6： 一定条件を満たす（兼務要領第3条）場合は、1人の者が2件までの工事の主任技術者（専任）を兼務することを可とする。

9 現場代理人又は主任技術者等の途中交代

(1) 途中交代の要件

現場代理人又は主任技術者等の工期途中での交代については、請負契約の的確な履行を阻害する恐れがあることから、慎重かつ必要最小限としている。このため、受注者は現場代理人又は主任技術者等の途中交代が必要になったときは、監督員と協議し、認められなければならない。

この途中交代を認める要件としては、現場代理人又は主任技術者等の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合（出産、育児、介護等の真にやむを得ない場合を含む）のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

ア 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

イ 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

ウ ダム、トンネル等の大規模な工事で、1つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、いずれの場合であっても、監督員と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

(2) 途中交代の手続き

受注者は、監督員との協議の結果、現場代理人又は主任技術者等の途中交代が認められたときは、速やかに監督員に対し、変更後の現場代理人等通知書を提出し、確認を受けなければならない。ただし、「事後審査型入札」において、一般競争入札参加資格等確認資料により、主任技術者等の審査を経て落札決定した場合の途中交代は、交代前の主任技術者等と交代後の主任技術者等が同等の技術力を有する者でなければならない。

発注者は、交代後の主任技術者等が配置可能な者であるか否かを審査するため、受注者に対し、一般競争入札参加資格等確認資料の再提出を求め再審査を行う。

10 工事関係者に関する措置請求

発注者は、受注者又は現場代理人に対して措置請求をする必要があると認められるときは不相当と認められるものの実態に応じて必要な措置を判断し、その理由を明示した書面により請求しなければならない。ただし、現場代理人に関する措置請求のときは、現場代理人に対して措置請求することはできない。

なお、措置請求には、工事関係者が日常的な契約履行に関する指示に度々従わない場合に不相当な行為等を繰り返さないための是正措置の指示のほか、工事関係者の途中交代を含むものである。

約款（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者（以下「主任技術者等」という。を兼任する現場代理人にあつては、主任技術者等の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を取るべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 以下 略

1 1 様式集

(土木関連)

現場代理人等通知書

年 月 日

(あて先)

深谷市長

あて

住 所

受注者

氏 名

印

下記工事の現場代理人等を定めましたので深谷市建設工事請負契約約款第 10 条第 1 項の規定により経歴書を添えて通知します。

記

工 事 名			
工事場所			
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
請負代金額			
技術者分類	技術者氏名	技術者従事期間 (西暦) 注2	備考
現場代理人	フリガナ	年 月 日 ~ 年 月 日	
主任技術者 監理技術者 [専任・非専任] 注1	フリガナ	年 月 日 ~ 年 月 日	

建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず「主任技術者」を選任すること。なお、請負代金額が 4,000 万円(建築一式工事は 8,000 万円)以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任の」者を、下請代金の額の総額が 4,500 万円(建築一式工事は 7,000 万円)以上となる場合、主任技術者に代え「監理技術者」を選任すること。

注1) 主任技術者又は監理技術者に○を付けること。専任又は非専任に○を付けること。

注2) 技術者従事期間が工期と異なる場合は記入すること。

注3) 「専門技術者を配置」又は「技術者を複数配置」する場合は記入欄に追加すること。

建設業法第 26 条の 2 に該当する「専門技術者」を要する工事の場合は、備考欄に技術者を置いて施工する建設業法上の区分を記入すること。

技術者を複数配置する場合は、備考欄に個々の技術者の職務分担を記載し発注者に説明すること。

【発注者確認欄】※以下、受注者は記入しないでください。

年 月 日

○発注者の技術者専任等確認結果 (請負代金額 500 万円以上の工事で実施)

<p>1 疑義がなかったため、受注者に工事実績情報システム(CORINS)の登録を指示します。</p> <p>2 技術者に関して以下の項目について疑義が生じたため、状況を報告します。</p> <p>i) 直接的雇用 ii) 従事中工事 iii) 技術者要件 iv) 恒常的雇用 v) 専任技術者 vi) 技術者講習</p>

(建築関連)

現場代理人等通知書

年 月 日

深谷市長

あて

受注者 住 所

氏 名

印

下記工事の現場代理人等を定めましたので、深谷市建設工事請負契約約款第10条第1項の規定により経歴書を添えて通知します。

記

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請負代金額		
技 術 者	現場代理人	フリガナ
	<input type="checkbox"/> 監理技術者 ^{注1}	フリガナ
	<input type="checkbox"/> 主任技術者 ^{注1} 【専任・非専任】 ^{注2}	フリガナ
	注3	備考欄
	注3	備考欄

記入欄が不足する場合は追加すること

注1) 監理技術者または主任技術者いずれかを選択する（建設業法第26条及び第26条1項）
建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず主任技術者の選任が必要
下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事）または7,000万円（建築一式工事）以上の場合、主任技術者に代え監理技術者の選任が必要

注2) 専任または非専任いずれかを選択する。
請負代金額が4,000万円（建築一式工事）または8,000万円（建築一式工事）以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任」が必要

注3) 「専門技術者を配置」または「技術者を複数配置」する場合は本欄に記入すること
専門技術者を要する工事の場合は、技術者を置いて施工する建設業法上の区分を備考欄に記入すること
技術者を複数配置する場合は備考欄に個々の技術者の役割分担を記載し発注者に説明すること

経 歴 書

氏 名				
生年月日 (西 暦)	年 月 日 (歳)			
所属業者 (※1)	入社年月日 (西 暦)	年 月 日		
資 格 (※2)	資格番号			
最終学歴 (※3)				
実務経験 (※3)	実務経験の内容 (工事名)	請負代金額 (千 円)	実務経験 年数(西暦)	職 名
			年 月~ 年 月	
			年 月~ 年 月	
			年 月~ 年 月	
			年 月~ 年 月	
			年 月~ 年 月	
	合計		年 月	
工事に関し、上記の実績を有することに相違ないことを証明します。 年 月 日 証明者 印				
現在従事 している 工事	工 事 名	請負代金額 (千 円)	発注者	職 名

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

印

【記入要領、添付書類】

- (※1) 専任の主任技術者及び監理技術者においては、請負建設業者との恒常的（3ヶ月以上）雇用関係が必要となる。
- (※2) 技術者（主任技術者・専門技術者）の要件が**建設業法第7条第2号ハ【資格等】**に該当する場合は、要件を満たす資格を記載し、**資格を証明する写し**を添付すること。
技術者（監理技術者）の要件が**建設業法第15条第2号イ、ロ及びハ**に該当する場合は、要件を満たす監理技術者証の業種及び資格者証交付番号を記載し、**監理技術者資格証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証の写し**を、それぞれ添付すること。
- (※3) 技術者（主任技術者・専門技術者）の要件が**建設業法第7条第2号イ、ロ【学歴、実務経験】**に該当する場合は、**要件を満たす学歴、実務経験を記載**すること。また、添付書類として契約書の写しや工事に参加したこと等を提出すること。
なお、記載欄が不足する場合は、別紙に記載して添付すること。
- (※4) 現場代理人及び技術者（主任技術者・専門技術者・監理技術者）と営業所の専任技術者並びに経営業務の管理責任者との兼務状況の確認を行うため、建設業許可申請書添付書類の**専任技術者証明書及び経営業務の管理責任者証明書の写し**を、それぞれ添付すること。

現場代理人の常駐規定の緩和に係る照会兼回答書

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	円
現場代理人氏名	

上記工事は、現場代理人の兼務を認める工事であるか伺います。

年 月 日

受注者 住所
氏名

上記工事の現場代理人については、

- ・ 兼務を認めます。(ただし、事前に兼務工事の内容及び連絡先を報告してください。)
 - ・ 兼務を認めません。
- (理由：)

年 月 日

発注者

現場代理人兼務届

発注者 あて

工 事 名	
工 事 場 所	
現 場 代 理 人 氏 名	
現場代理人連絡先	(緊 急 時)
	(上 記 以 外)

上記工事の現場代理人は、下記の工事の現場代理人を兼務します。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第4条の規定を遵守し、適切な業務を行うことを誓約します。

年 月 日

受注者 住所

氏名

記

兼務する工事名	
工事場所	
工 期	
監督員	(所属)
	(氏名・連絡先)

注) 現場代理人となっている工事について、兼務が可能なものであることを確認できる書類（入札公告若しくは指名通知又は現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書）を添付すること。

様式第1号（第6条関係）

専任を必要とする主任技術者の兼務届出書

年 月 日

（あて先）

発注者 あて

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記のとおり、同一の専任の主任技術者が工事を兼務したいので届け出ます。

記

主任技術者氏名		
新たに配置する工事	専任・非専任の区分	専任 ・ 非専任 *どちらかに○をつける
	工事名	
	工事場所	
	請負予定金額	
	工事期間	年 月 日～ 年 月 日
	現場代理人予定者	*現時点の予定者
	発注者・工事担当課（所）	*公告等に記載されているもの
既に配置している工事	専任・非専任の区分	専任 ・ 非専任 *どちらかに○をつける
	工事名	
	工事場所	
	請負代金額	
	工事期間	年 月 日～ 年 月 日
	低入札調査・内諾の有無	(低入札調査) 有・無 / (内諾) 有・無
	現場代理人	
	発注者・工事担当課（所）	
	工事監督員・連絡先	
兼務場所		距離 k m 縮尺 1 :
*双方の位置関係を明示した位置図を添付すること。		

- 注：(1) 本届出書は、契約締結前（事後審査型一般競争入札により落札候補者となった者は、事後審査書類提出時）に提出してください。
- (2) 本届出書を提出する工事は、主任技術者が「専任工事－専任工事」又は「専任工事－非専任工事」の場合となります。「非専任工事－非専任工事」の場合、提出の必要はありません。なお、「専任工事－非専任工事」の場合でも、兼務したうえで受け持つことのできる合計工事数は2件です。
- (3) 本届出にあたっては、既に配置している工事の発注者に、兼務することについての内諾を必ず得ておくこと。
- (4) 本届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容（契約書及び工事の内容がわかる書類）を提出すること。
 ※工事の内容がわかる書類とは、新たに配置する工事との間において、一体性や連続性、相互に調整を要する事を示すものを指します。
- (5) 既に配置している工事と新たに配置する工事の場所との位置関係を証明するために、両者が同時に掲載されかつ両者の工事場所を記載した位置図を添付するとともに、様式内の兼務場所欄に距離及び縮尺を明記すること。
- (6) 本届出書を発注者が受領した後、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出すること。
- (7) 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認めます。ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等の支障がないと認められるものに限ります。

【 発注者使用欄 】

兼務要件チェックリスト

No.	内 容	チェック
①	工事に一体性もしくは連続性がある	<input type="checkbox"/>
②	相互に調整を要する工事である	<input type="checkbox"/>
③	工事現場の相互の距離は10km以内である	<input type="checkbox"/>
④	低入札価格調査を経た契約ではない	<input type="checkbox"/>
⑤	既に配置している工事の発注者に兼務の内諾を得ている	<input type="checkbox"/>
⑥	主任技術者の資格要件を満たしている	<input type="checkbox"/>
⑦	工事実績情報システム登録状況に問題がない	<input type="checkbox"/>

※

※ ①・②はどちらかにチェックがあれば可

12 参考資料

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

資格区分			建設業の種類																														
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
建設業法	合格証明書	1級建設機械施工技士	◎				◎							◎																			
		2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	○				○								○																		
		1級土木施工管理技士	◎				◎◎						◎	◎◎			◎											◎			◎		
		2級土木施工管理技士	種別	土木	○			○	○					○	○	○													○		○		
				鋼構造物塗装 薬液注入																	○												
		1級建築施工管理技士		◎◎◎◎◎◎								◎◎◎				◎◎◎◎◎◎						◎				◎							
		2級建築施工管理技士	種別	建築	○																											○	
				躯体 仕上げ			○	○						○	○	○																	○
							○	○	○	○							○	○	○	○	○	○	○					○					
		1級電気工事施工管理技士									◎																						
		2級電気工事施工管理技士									○																						
		1級管工事施工管理技士											◎																				
		2級管工事施工管理技士											○																				
1級造園施工管理技士																								◎									
2級造園施工管理技士																								○									
建築士法	免許証	1級建築士		◎◎			◎				◎◎									◎													
		2級建築士		○	○			○				○									○												
		木造建築士				○																											
技術士法	登録証	建設・総合技術監理（建設）	◎			◎			◎					◎◎										◎							◎		
		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	◎			◎			◎			◎			◎◎									◎									
		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	◎			◎																											
		電気電子・総合技術監理（電気電子）								◎															◎								
		機械・総合技術監理（機械）																					◎										
		機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）										◎											◎										
		上下水道・総合技術監理（上下水道）										◎																				◎	
		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										◎															◎		◎				
		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	◎			◎																											
		森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								◎							
		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	◎			◎																				◎							
		衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										◎																					
		衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										◎																				◎	
衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										◎																			◎	◎			
電気工事士法	免状	第1種電気工事士								○																							
		第2種電気工事士									○																						
電気事業法	資格者証	電気通信主任技術者	実務経験	3年 注3①																													
				5年 注3①									○																				
水道法	免状	給水装置工事主任技術者	実務経験	5年 注3②																			○										
				1年 注3①									○																				
消防法	免状	甲種消防設備士																													○		
		乙種消防設備士																													○		

資格区分		建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
職業能力開発促進法 合格証書	建築大工			○																											
	型枠施工			○	○																										
	左官				○																										
	とび・とび工・コンクリート圧送施工					○																								○	
	ウェルポイント施工					○																									
	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管									○																					
	給排水衛生設備配管									○																					
	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工									○																					
	建築板金「ダクト板金作業」						○		○							○															
	タイル張り・タイル張り工										○																				
	築炉・築炉工・れんが積み										○																				
	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						○				○																				
	石工・石材施工・石積み						○																								
	鉄工（選択科目「製缶」又は「構造物鉄工作業」）・製缶												○																		
	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）													○																	
	工場板金																	○													
	建築板金（選択科目「内外装板金作業」）・板金（選択科目「建築板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）						○										○														
	板金・板金工・打出し板金																○														
	かわらぶき・ストレート施工						○																								
	ガラス施工																		○												
	塗装・木工塗装・木工塗装工																		○												
	建築塗装・建築塗装工																		○												
	金属塗装・金属塗装工																		○												
	噴霧塗装																		○												
	路面標示施工																		○												
	畳製作・畳工																				○										
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				○										
	熱絶縁施工																						○								
	建具製作・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																													○	
	造園																								○						
	防水施工																			○											
	さく井																										○				
	その他	地すべり防止工事					○																				○				
建築設備士		実務経験	1年	注3③																											
計装			1年	注3④					○	○																					
解体工事施工技士			1年	注3③					○	○																				○	

- ◎：監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となり得る資格 指定建設業
- ：主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となり得る資格
- (注1) 監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となり得る資格を有する者は、主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となり得る。
- (注2) 主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となり得る資格と併せて、別途2年以上の指導監督的な実務経験を有する者については、指定建設業以外の建設業に関し、監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となり得る。
- (注3) 表中の「実務経験」は、次に掲げる時以後①免状交付後 ②資格証交付後 ③合格後 ④資格を有することとなった後の実務経験をいう。
- (注4) 職業能力開発促進法の技能検定においては、等級区分が2級である資格は合格後3年（平成16年4月1日時点で合格していた者については1年）の実務経験を要する。
- (注5) 解体についての注意事項（解体工事業は、平成28年6月1日施行）
- ※1 土木施工管理技士、建築施工管理技士、技術士における既存資格者については解体工事の実務経験や関連講習の受講など施工能力の確認が必要
- ※2 とび技能士（2級）については、合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験が必要

1 一括下請負の禁止

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、禁止されています。

業法（一括下請負の禁止）

第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をするものであり、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。

また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。

このため、業法第22条は、いかなる方法をもってするかを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせること（同条第1項）、及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと（同条第2項）を禁止しています。

2 一括下請負とは

建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当します。

- (1) 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合
- (2) 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

3 実質的に関与とは

元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的には以下のとおりです。

- (1) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を全て行うことが必要です。

ア 施工計画の作成

請け負った建設工事全体の施工計画書の作成、下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書等の修正

イ 工程管理

請け負った建設工事全体の進捗確認、下請負人間の工程調整

ウ 品質管理

請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認

エ 安全管理

安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置

オ 技術的指導

請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総括的技術指導

カ その他

発注者等との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った建設工事全体のコスト管理、近隣住民への説明

(2) (1)以外の建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を主として行うことが必要です。

ア 施工計画の作成

請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成、下請負人が作成した施工要領書等の確認、元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正

イ 工程管理

請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認

ウ 品質管理

請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則）、元請負人への施工報告

エ 安全管理

協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置

オ 技術的指導

請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守、現場作業に係る実地の技術指導

カ その他

自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議、下請負人からの協議事項への判断・対応、元請負人等の判断を踏まえた現場調整、請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理、施工確保のための下請負人調整

ただし、請け負った建設工事と同一の種類の建設工事について単一の業者と下請契約を締結するものについては、以下に掲げる事項を全て行うことが必要です。

(ア) 請け負った範囲の建設工事に関する、現場作業に係る実地の技術指導

(イ) 自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議

(ウ) 下請負人からの協議事項への判断・対応

なお、建設業者は、業法第26条第1項及び第2項に基づき、工事現場における建設工事の施工上の管理をつかさどるもの（監理技術者又は主任技術者。以下単に「技術者」という。）を置かなければなりません。単に現場に技術者を置いているだけでは上記の事項を行ったことにはならず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれなければならない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないこととなりますので注意してください。

また、公共工事の発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められることから、業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。

4 一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分

受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては業法に基づく監督処分等により、厳正に対処することとしています。

また、公共工事については、一括下請負と疑うに足りる事実があった場合、発注者は、当該建設工事の受注者である建設業者が、建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に対し、その事実を通知することとされ、業法担当部局と発注者とが連携して厳正に対処することとしています。

監督処分については、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から原則として営業停止の処分が行われることとなります。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため経営事項審査における完成工事高に当該建設工事に係る金額を含むことは認められません。

一括下請負に関するQ&A

Q 1 小学校の増築工事を請け負い、当該建設工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を1社に下請負させました。一応現場には当社の技術者を置いています。この場合でも業法22条に違反することになるのですか？

A 1 請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与していれば、一括下請負には該当しません。しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的に関与」しているとの判断がされるためには、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を実際に行っていることが必要です。

Q 2 道路改修工事に関して、その建設工事の全部をA社1社に下請負させましたが、建設工事に必要な資材を元請負人としてA社に提供しています。この場合、一括下請負になるのでしょうか？

A 2 適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではありますが、これだけを行っても、元請負人としてその施工に実質的に関与しているとはいえず、一括下請負に該当することになります。

Q 3 一括下請負の禁止は元請負人だけでなく下請負人にも及ぶということですが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかどうかがよく分からないこともあるのではないですか？

A 3 発注者保護という一括下請負禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められると考えられますが、下請負人においても、建設工事の施工に係る自己の責任の範囲及び元請の監理技術者又は主任技術者による指導監督システムを正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないように注意する必要があります。

そもそも誰が元請負人における当該建設工事の施工の責任者であるのか分からない状態で下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、瑕疵が発生した場合の責任の所在も不明確になります。したがって、下請負人にとって元請負人の適格な技術者が配置されていると信じるに足りる特段の事由があり事後に適格性がないことが判明した等やむをえない事情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえない場合には、原則として、下請負人も業法に基づく監督処分等の対象となります。